

# 問合せ先

◆ペットの避難に係る相談については、以下の窓口までお問い合わせください。

名称	所在地	連絡先
医療衛生センター	京都市中京区御池通高倉西入 高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2階, 6階	<b>北東部担当</b> (北区, 上京区, 左京区, 東山区) ☎075-746-7211
		<b>中部担当</b> (中京区, 下京区) ☎075-746-7212
		<b>南東部担当</b> (山科区, 南区, 伏見区) ☎075-746-7213
		<b>西部担当</b> (右京区, 西京区) ☎075-746-7214
医務衛生課	京都市中京区柳馬場通御池下る 柳八幡町65 京都朝日ビル6階	☎075-222-4271

◆避難所運営等に係る相談については、区役所・支所の総務・防災担当までお問い合わせください。

京都市 ペットの避難どうしよう?



☆地域で取り組むペットの防災☆

# ペットの避難 どうしよう?

～避難所におけるペットの受入体制の整備について～



京ちゃん

都ちゃん

京都動物愛護センター  
マスコットキャラクター

平成29年5月改定



健康長寿のまち・京都

京都市保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課  
平成29年5月 京都市印刷物第293053号

## 目 次

 はじめに .....	1
 検討の進め方 .....	2
ペット避難対策の必要性を考える .....	3
地域の状況を把握する .....	5
ペットの受入スペースを検討する .....	6
ペットの受入ルールを検討する .....	10
 検討が終わったら .....	14
 飼い主としての責務 .....	15
 資料集 .....	16

近年、ペットを「家族の一員」として大切に飼育されている御家庭が増えており、東日本大震災をはじめとする被災の経験から、こうしたペットについても、災害時の救護対策の必要性が認識されるようになってきています。

国の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(平成25年6月)」においても、飼い主とペットと一緒に避難することを原則として、地域におけるペットの救護対策を検討するよう求めています。

しかし、実際に避難所にペットを受け入れるに当たっては、トラブルが生じることのないよう、事前にペットを適切に管理できる体制を準備しておく必要があります。

京都市では、大規模災害時に地域における生活や情報の拠点となる避難所について、地域の特性や実情に応じてあらかじめ定めた避難所ごとの運営のルールに基づき、地域住民自ら開設、運営することとしています。

このため、避難所におけるペットの受入れについても、地域住民の合意に基づき、受入スペースや受入ルールを定めるとともに、これを周知していくことが必要となります。

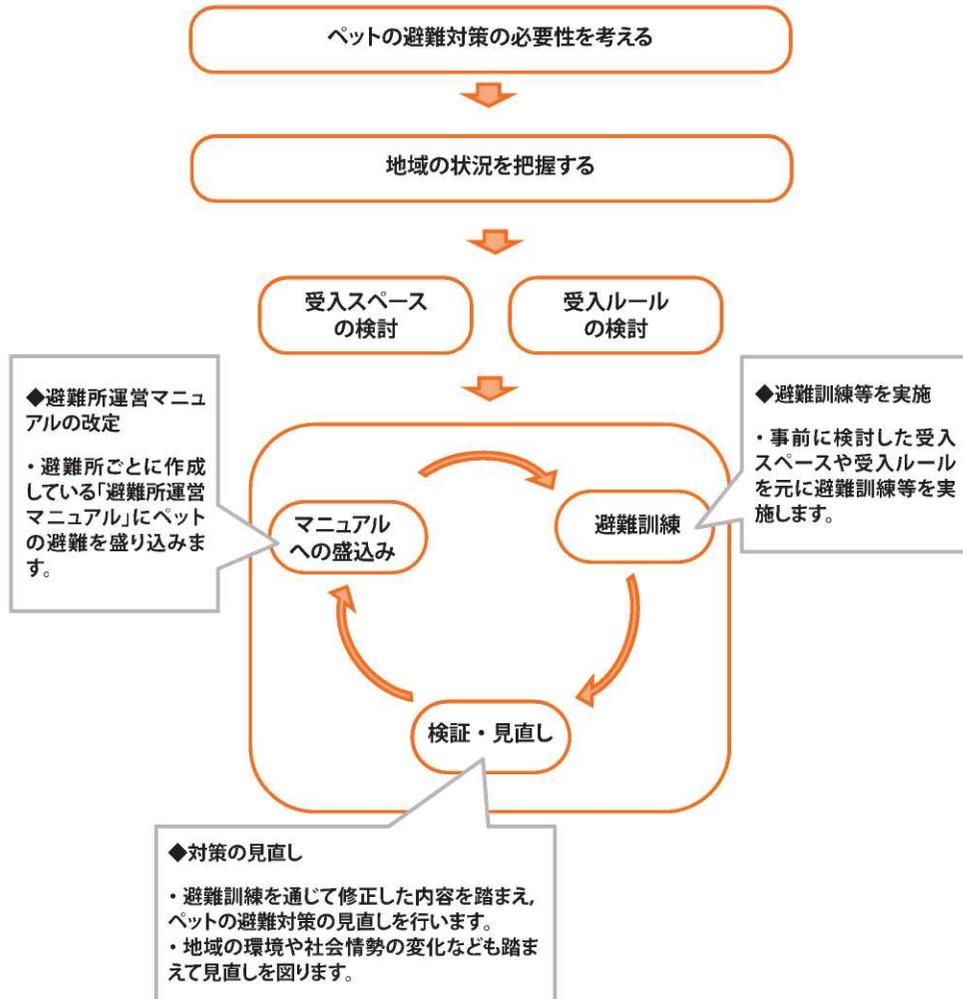
また、飼い主は、周りの方に迷惑をかけないように、普段からしつけを心掛けるなど、責任を持ってペットを管理する必要があります。

このように、ペットの避難対策に取り組むことは、飼い主の意識向上や地域のペットに対する理解を深め、本市が目指す人と動物が共生できるおいのある豊かなまちづくりにつながります。

この冊子は、災害時に飼い主がペットと一緒に避難することについて普及啓発を図るとともに、避難所におけるペットの受入れを地域で具体的に検討する際の進め方やポイントをお示しするために作成しました。

この冊子を参考に、各避難所において、ペットの受入れについて御検討いただきますようお願いいたします。

# 検討の進め方



## ペット避難対策の必要性を考える

### 1 ペット避難対策の背景と必要性

- 東日本大震災などの災害時において、ペットの受入可能な避難所の整備が進んでいなかったため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となるケースが多数生じました。
- また、ペットは家族の一員として、人と密接な関係にあることや、ペットの存在が避難者の心のより所になる場合があることなどからも、災害時にペットと一緒に避難することを望む人はたくさんおられます。
- 一方で、避難所においては、動物が苦手な方やアレルギー体質の方なども共同生活を送ることから、適切に管理されないと、飼い主とそれ以外の人との間でトラブルが発生するおそれがあります。
- 過去の災害においては、避難所へのペット受入体制を整備していなかったり、飼い主が必要な物品の備えをしていなかったことにより、多くの避難所では災害時に飼い主と一緒に避難してきたペットを巡って、ふん尿による悪臭や無駄ぼえなど、様々な問題が生じました。
- このため、避難所においては、飼い主が自ら責任を持ってペットを管理するという前提の下に、避難所の運営協議会は避難所の管理者と相談し、避難所の構造や広さを考慮して、ペットの受入スペースを準備する必要があります。そのうえで、飼い主やそれ以外の人で十分な話し合いを行い、あらかじめ、災害時におけるペットの受入れのためのルール等を検討しておくことが、非常に重要です。

## 2 避難所におけるペット受け入れの問題点と効用

- ペットを受け入れた避難所における主な問題点として以下の事項が挙げられます。
  - ◇ふん尿の不始末による悪臭
  - ◇無駄ぼえの放置による騒音
  - ◇毛の飛散によるアレルギー など
- 一方で、放浪動物による人への危害や生活環境の悪化等を防止するには、災害時にあってもペットを適正に飼育管理することが求められます。
- また、東日本大震災をはじめとする過去の災害では、ペットは避難所において、飼い主本人はもとより、他の避難者、特に子どもにとって、非常に大きな癒しの存在となります。
- このように、ペットを避難所に受け入れることには、様々な問題点がある一方で、その効用についても留意する必要があります。

## 3 地域における必要性について考える

避難所の運営協議会が中心となり、地域において、ペットの飼い主やそれ以外の方などで、ペットを連れて避難することについてよく話し合い、受入体制を整備することの必要性について考えましょう。



## 地域の状況を把握する

まずは、避難所や避難対象者の状況について、きちんと把握することが重要です。

### 1 学区内におけるペットの飼育状況の把握

避難対象者に対してアンケート調査を実施するなどし、学区内で飼育されているペットの種類、頭数、ケージの有無などの把握に努めます。

(例：全世帯へのアンケート調査、一部のサンプル地域へのアンケート調査からの概数算出など)



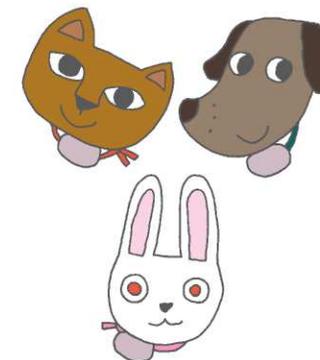
### 2 避難所の状況確認

避難所の構造や広さ、ペット受入スペースの設置に使える備品等(P7参照)について確認するとともに、避難者の人数を考慮し、ペットの受入体制を整えるために必要なことについて検討します。検討シート(資料集⑤)を活用しましょう。

### 3 受入対象とするペットの検討

避難所の構造や広さなどを考慮して、受入対象とするペットの種類や頭数を検討します。

なお、人に危害を加えるおそれのある危険な動物(トラ、タカ、ワニ、マムシなど)については、動物愛護法に定める基準を満たした施設以外では飼育が認められていないため、避難所では受入れることはできません。

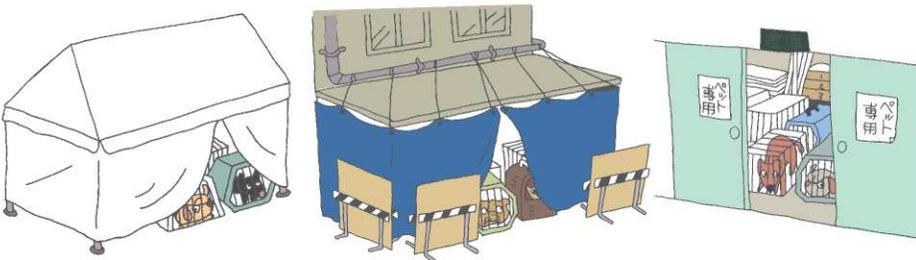
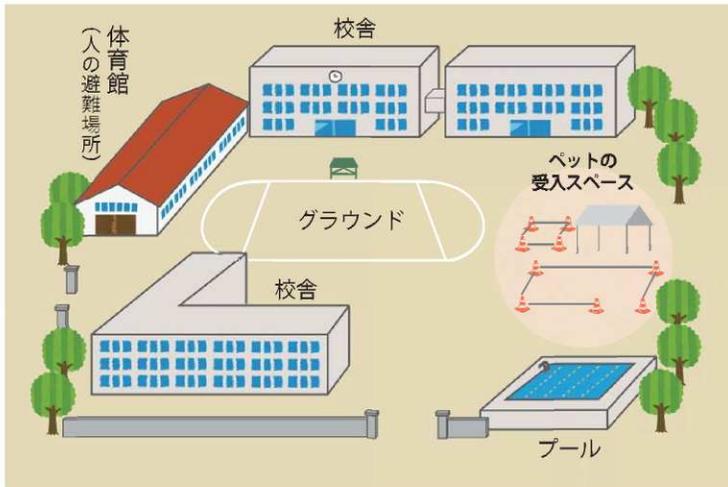


## ペットの受入スペースを検討する

### 1 ペット受入スペースの設置について

避難所の構造や受け入れるペットの数を考慮して、避難所におけるペットの受入スペースの場所や大きさを検討します。

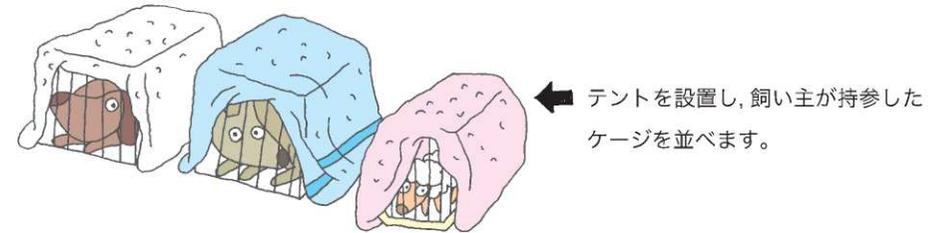
例：小学校を避難所とする場合



グラウンド等の屋外スペースの一角にテントを張ったり、建物の軒下等の雨をしのげる場所を利用したり、倉庫等の既存の建物を利用するなど、避難所の構造や既存の備品等を上手に利用しましょう。検討シート(資料集⑤)を活用し、できるだけペットのスペースを確保できるようにします。

### 2 ペット受入スペースにおけるケージ等の配置について

ペットの受入スペースにおけるペットの種類ごとの分け方、ケージ類の配置方法などについても検討します。

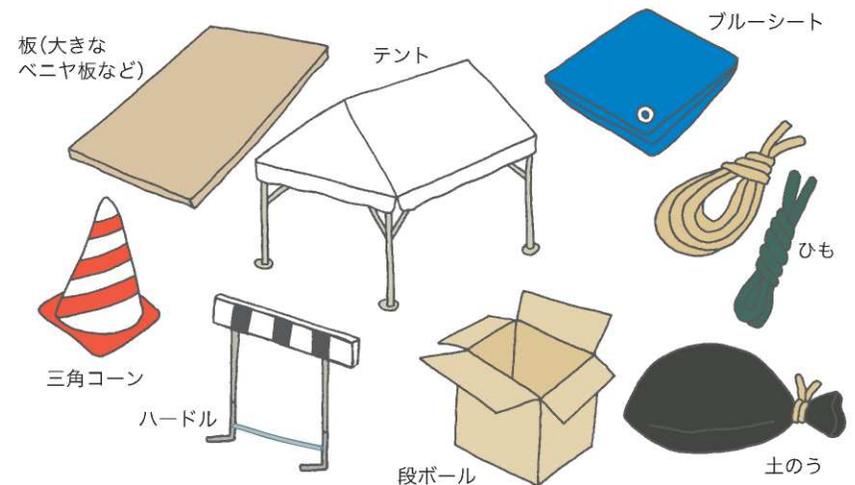


避難所においては、ペットの逸走やほかの避難者とのトラブルを防止するためにも、犬や猫はケージやキャリーケースに入れておくことが有効です。

ケージやキャリーケースは、飼い主自らが準備し、いざというときにスムーズに中に入るよう日頃から慣らしておく必要があります。

避難所としては、飼い主に対し、避難時にケージを持参するよう呼びかけます。

### 🐾 ペット受入スペースを設営するうえで、あると便利なもの 🐾



### ペット受入スペースを検討する際の3つのポイント

- ①鳴き声などの騒音
- ②ふん尿などの悪臭
- ③衛生面(感染症, ノミ, ダニなど)

- 避難者が食事や就寝に利用するスペースから離しましょう。
- 物資運搬の経路など, 避難所運営に支障をきたす場所は避けましょう。
- 風雨を避けられる場所が望ましいでしょう。
- 集団になるとストレスを感じ, また, ほえることもあります。

ペットの種類ごとに区分するとともに, ケージ等を活用し, 個体ごとに管理することが望ましいでしょう。

### 人とペットの居住場所を区別する方法

環境省のガイドラインでは, 以下のとおり示されています。

- ①ペット受入スペースを別に確保して, 避難者が生活する場所と分ける方法
- ②ペットを飼育している人と飼育していない人の生活場所を分ける方法

避難所では, 動物にアレルギーのある方などに配慮し, ①のように, 人の生活スペースと動物の受入スペースを区分することが原則です。

ただし, 受入スペースに余裕がある場合などは, 避難所の構造やペットの数を考慮して, ②のように区分することも可能です。

### 水害の可能性のある地域

近年は, 台風や豪雨による水害が多く発生しています。

水害により浸水する可能性がある地域については, 万が一, 避難所において想定していた受入スペースが水に浸かってしまった場合に, 代わりとなる受入スペースをどこに設けるかについても, 事前に検討しておく必要があります。

### 車中避難について

飼い主がペットと車中で生活することは, エコノミークラス症候群や熱中症の危険性が伴いますので, できるだけ避けましょう。

### 補助犬について

補助犬(盲導犬, 聴導犬, 介助犬)については, 「身体障害者補助犬法」に基づき認定された特別な訓練を受けている犬であり, 避難所など様々な場所に同伴することができます。

### けがや病気について

避難中にけがをしたり病気になったりしたペットがいたら, 京都動物愛護センター併設の京都夜間動物救急センターや最寄りの動物病院を受診しましょう。

## ペットの受入ルールを検討する

### 1 飼い主の会の結成

各避難所には多くの被災者が避難されるため、ペットを飼っていない避難者の理解が得られるよう、各避難所で定められたルールに基づき、飼い主が責任を持ってペットの飼育管理を行うことが大切です。飼い主の会リスト(資料集①)を活用しましょう。

飼い主同士で「飼い主の会」を結成し、協力して世話をを行うことにより、飼い主自身の負担が軽減されます。

また、飼い主同士のコミュニティを日頃から作っておくことで、災害時にもスムーズに協力体制を構築することができます。

- 飼い主が行うことが望ましい作業例  
ペットフードの片付け、ふん尿の始末、ブラッシング、散歩、無駄ばえ時などへの対応
- 飼い主の会で協力して行える作業例  
給餌、受入スペース周辺の清掃、ペットフード等救援物資の仕分け など

### 2 受入れについて

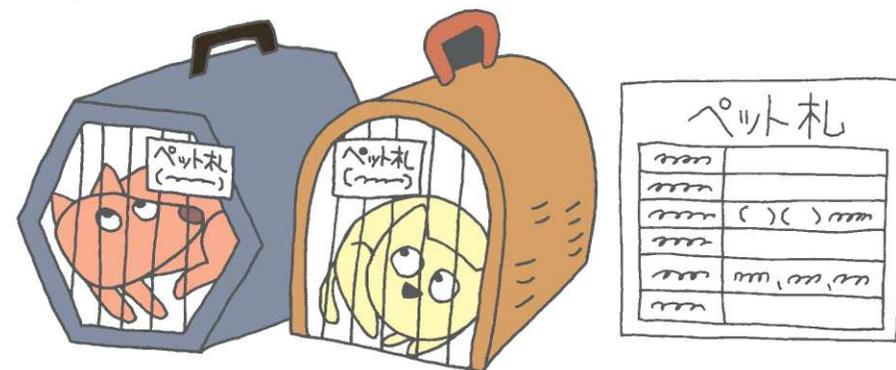
#### ア ペットの情報の収集について

避難所で受け入れるペットの種類や頭数を適切に把握できるよう、飼い主の会と避難所運営協議会が協力して、飼い主やペットの情報を収集し、整理します。ペット受付票(資料集③)を活用しましょう。



### イ 動物の管理について

ケージなどにペット札(資料集④)を付けることにより、飼い主やペットの情報を明示します。



### 3 ペットの世話

#### ア 給餌について

給餌は決められた時間に行いましょう。また、残ったペットフードは悪臭や害虫発生の原因になるおそれがあるので、必ず後片付けし、飼育場所を清潔に保ちましょう。

### イ 無駄ぼえ時などへの対応

無駄ぼえなどの問題行動に対しては、飼い主が責任を持って対応しなければなりません。問題行動を起こすペットは、適切な避難所運営の観点から、受入れを拒否される場合もあります。

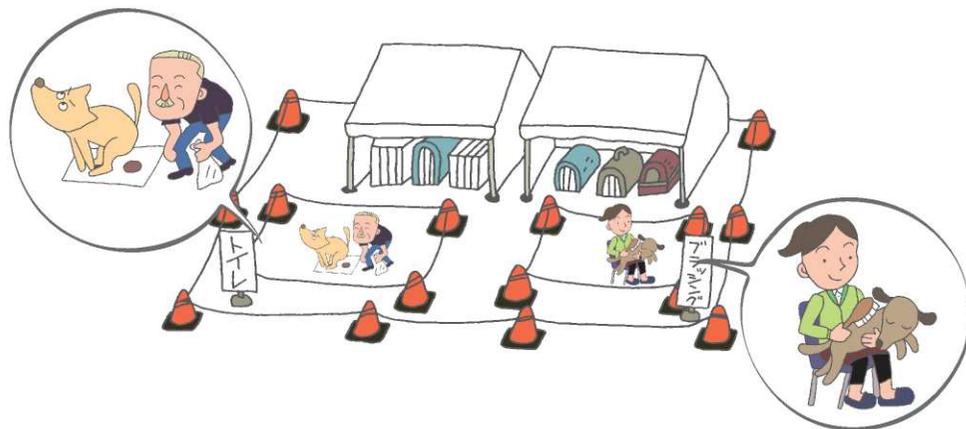
ケージなどを布や段ボールで囲い、周りを見えなくするとおとなしくなります。



### ウ ふん尿やペットの毛の管理について

ペットの受入スペースを清潔に保つためにも、排せつやブラッシングは決められた場所において行うことが求められます。

また、散歩のスペースについても、毛の飛散などを考慮し、事前に決めておくとういでしょう。



### エ ペット受入スペース周辺の清掃について

ふん尿の不始末や毛の飛散は、臭いやアレルギーなどの原因となり、他の避難者とのトラブルを招く可能性があることから、こまめに清掃しましょう。



### 5 ペット受入スペースの撤収時期の検討

ペットにとっても、避難所での長期生活はストレスとなります。

発災後の状況が落ち着いたら、可能な限り親戚や知り合い等にペットを預けるなど、ストレスの少ない環境を保つことを心掛けましょう。

避難所が学校施設等である場合、活動を再開する時期が必ず来ます。

ペット受入スペースの撤収のタイミングを事前に検討しておくことも大切です。

また、撤収する際は、ふん尿等を確実に回収するとともに、ペット受入スペース等を消毒しましょう。

## 🐾 検討が終わったら

- 避難所へのペットの受入れを行う場合には、受入スペースや受入ルールについて、避難所運営マニュアルに盛り込むことにより、避難所を運営するうえでの、共通の認識となるようにしましょう。記載方法については、ペットの受入マニュアル(資料集⑥)を参考にしましょう。
- 検討したペットの避難対策に基づいて、避難訓練等を行きましょう。
- 訓練終了後、成果や課題等について参加者などから意見を聞き取り、避難対策の内容を見直し、より実践的なものに改善しましょう。
- 避難所におけるペットの受入スペースやルール等について、地域の方に情報を発信し、日頃からペットと共に避難することへの意識を高めるとともに、飼い主として必要な備えを行うよう呼びかけましょう。

### ペットの受入れを行うことができない避難所

避難所としてペットの受入れができない場合は、避難所以外の場所の確保や他の避難所との連携などを検討しましょう。

また、飼い主に対しては、知り合いに預けるなど、ペットの避難先を自ら確保するよう、回覧板などを活用し、周知しましょう。

## 🐾 飼い主としての責務

- しつけ  
ケージやキャリーに慣れさせておく、決められた場所で排せつさせる、無駄吠えないなど、避難所のルールを意識したしつけを普段から行いましょう。
- 所有者の明示  
地震などでびっくりして逃げてしまい、行方不明になることもあります。そのようなことがあっても所有者がいることが外から見えてすぐわかるよう、犬であれば鑑札や注射済票を、猫であれば迷子札をしましょう。
- マイクロチップ  
脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着しておくことで、保護された際に、飼い主さんの元に帰れる確率は上がります。
- 健康管理  
避難所ではストレスがかかり、体調を崩しやすくなります。日頃から、ワクチンを接種したり、寄生虫の予防や駆除などに努めましょう。
- 普段からの備蓄  
避難所におけるペットの管理は飼い主の責任で行うことが原則です。また、救援物資(ペットフードなど)については、発災後しばらく経過しないと届きません。避難生活初期に必要な物品については、事前に準備しておく必要があります(少なくとも5日分)。

### 🐾 飼い主が事前に準備しておく物品の例 🐾



# 資料集

## ① 飼い主リスト

ペットの管理は飼い主が行います。

飼い主の会を結成し、代表者を決め、飼い主の氏名などを整理しておきましょう。

### 飼い主の会

No.	飼い主氏名	連絡先	備考
代表			
副代表			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

## ② 飼育ルール

標準的なルールをまとめたものです。

避難所の規模、地域性などを考慮し、実態に即したルールにアレンジしましょう。

- 「飼い主の会」を結成し、飼い主同士が協力し合い、ペットの世話を行いましょう。
- 避難所にペットを持ち込む場合は、受付でペットの登録をし、ペットのケージやキャリーケースなどにペット札を貼り付けましょう。
- ペットは、決められた受入スペースで飼育しましょう。
- 飼育に当たっては、原則、飼い主が持参したケージやキャリーケースに入れましょう。
- 給餌は、決められた時間に行いましょう。また、残ったペットフードは必ず片付け、飼育場所を清潔に保ちましょう。
- ペット受入スペースを清潔に保つためにも、排せつやブラッシングは決められた場所で行いましょう。
- ふん尿の不始末やペットの毛の飛散は、臭いやアレルギーの原因となります。受入スペースだけでなく、周辺の清掃も適切に行いましょう。
- ペットの無駄ぼえなどは他の避難者の迷惑となります。飼い主が責任を持って対処しましょう。
- 避難所で生活されている方に最大限配慮しましょう。
- トラブルが生じた場合は、飼い主が責任を持って対処しましょう。
- ペットにとっても、避難所での長期生活はストレスとなりますので、できるだけ親戚の方などに預けましょう。
- その他、避難所運営協議会等の指示に従いましょう。

### ③ ペット受付票

避難所への受入時に、飼い主に記載してもらうペット受付票の例です。

ペット番号	ペットの種類	ペットの名前	ペットの性別・毛色・特徴など	飼い主氏名・住所・連絡先
	犬・猫・その他( )			

### ④ ペット札

飼い主やペットの情報を明示するためのペット札の例です。

ケージなどに付けるなどし、ペットの情報を明らかにしましょう。

#### ペット札

ペット番号	
ペットの名前	
ペットの種類	犬・猫・その他( )
ペットの毛色	
ペットの性別	オス・メス・避妊去勢済
ペットの特徴	
飼い主の名前	
飼い主の連絡先	
備考	

ケージやキャリーケース等に付けましょう。

5 ペットの受入体制整備のための検討シート  
避難所において、受け入れを検討する際に御活用ください。

# ペットの受入体制整備のための



熊本地震、東日本大震災、新潟中越地震等の災害時には、ペットの受入れについて事前に検討していなかったために、急な対応を迫られ、様々な問題が生じました。

**熊本地震、東日本大震災、新潟中越地震で生じた問題**

- ペットを連れて行ったけれど、避難所内に入らずトラブルになった。
- 車の中でペットと一緒に生活し、飼い主がエコノミークラス症候群になった。
- 避難所で受入れてもらえたが、飼い主がきちんと世話をせず、他の方に迷惑をかけた。

昔と比べ、より一層ペットが家族の一員と考えられるようになった昨今において、ペットと一緒に避難される方は必ずいます。京都市内で飼育されている犬猫は推定12万頭といわれています。

このシートは、それら犬猫をはじめとしたペットの受入れについて、事前に検討するための検討補助シートです。

この検討補助シートを活用し、みんなで話し合って避難所運営マニュアルにペットの受入れについて盛り込みましょう。

## 1 ペットの受入スペースは?

▶ あなたの地域には、どれくらいのペットが避難してくるでしょうか? (犬猫とした場合の推計)  
以下の数式に地域の世帯数を記入し、避難ペット数の推計を割り出しましょう。

$$\text{避難所対象世帯数} \times 20\% \times 10\% = \text{ペット避難頭数(推定)} \dots \text{A}$$

※ペット避難割合は、仮に10%として推計しています。災害の種類や規模により増減しますので、あくまでペット避難頭数(推定)は目安の頭数としてお考えください。  
※避難の対象となるペットの種類については、避難所ごとに検討が必要です。本シートでは、仮に大多数を占める犬猫を対象としています。

▶ 避難所の屋外にはどれくらいのペット専用スペースを設けることができるでしょうか?

たとえば...

**駐輪場**

**倉庫**

**更衣室**

**建物の軒下**

**テント**

他にも、シートをかぶせれば遊具(うんてい、ジャングルジム、リッカーゴールなど)をテントの代わりとして活用できます。

▶ ペットはキャリーケースに入れられて避難します。犬猫のキャリーケースはおよそ1㎡のスペースに2つほど置くことができます。

以下の数式にあなたの地域のペット用避難スペースの広さ(㎡)を記入し、現時点での避難可能なペット数を割り出しましょう。

・駐輪場	.....	㎡	×	2頭	=	頭
・倉庫	.....	㎡	×	2頭	=	頭
・遊具活用	( )	㎡	×	2頭	=	頭
・その他	( )	㎡	×	2頭	=	頭
・その他	( )	㎡	×	2頭	=	頭
・その他	( )	㎡	×	2頭	=	頭

受入頭数合計 = ( ) 頭 ... B

Bの数できるだけAの数に近づけられるように、工夫しましょう。

## 2 ペットの受入ルールは?

▶ 避難所のルールを明確に決めておき、飼い主がペットと一緒に避難するにあたっては、そのルールに従うことを条件としましょう。

- たとえば...
- 「飼い主の会」を結成し、飼い主同士が協力し合い、ペットの世話をしましょう。
  - 避難所にペットを持ち込む場合は、受付でペットの登録をし、ペットのケージやキャリーケースなどにペット札を貼り付けましょう。
  - ペットは、決められた受入スペースで飼育しましょう。
  - 飼育に当たっては、原則、飼い主が持参したケージやキャリーケースに入れましょう。
  - 給餌は、決められた時間に行いましょう。また、残ったペットフードは必ず始末し、飼育場所を清潔に保ちましょう。
  - ペット受入スペースを清潔に保つためにも、排せつやブラッシングは決められた場所で行いましょう。
  - ふん尿の不始末やペットの毛の飛散は、臭いやアレルギーの原因となります。受入スペースだけでなく、周辺の清掃も適切に行いましょう。
  - ペットの無駄吠えなどは他の避難者の迷惑となります。飼い主が責任を持って対処しましょう。
  - 避難所で生活されている方に最大限配慮しましょう。
  - トラブルが生じた場合は、飼い主が責任を持って対処しましょう。
  - ペットにとっても、避難所での長期生活はストレスとなりますので、可能な限り親戚の方などに預けましょう。
  - その他、避難所管理者の指示に従いましょう。

上記ルールに追加

検討を終えたら、避難訓練を実施したり、避難所運営マニュアルに盛り込んだりしましょう。

## ⑥ ペットの受入マニュアル

ペットの受入マニュアルのひな形です。(その1)



# 区 学区 避難所

( 年 月 日作成)

この避難所では、ペットを次の決まりに従って受入れるよう事前に検討しました。

ただし、災害発生時には、被害状況等を考慮し、避難所運営協議会で、受入れの最終判断を行います。

### 1 ペットの受入れスペースについて

(避難所見取り図及びペットの受入スペース)

### 2 ペットの受入れのための物品について

(避難所で活用できる物品と借用先)

【物品名 (借用先)】

〇〇〇(△△△), 〇〇〇(△△△), 〇〇〇(△△△)

## 6 ペットの受入マニュアル

ペットの受入マニュアルのひな形です。(その2)

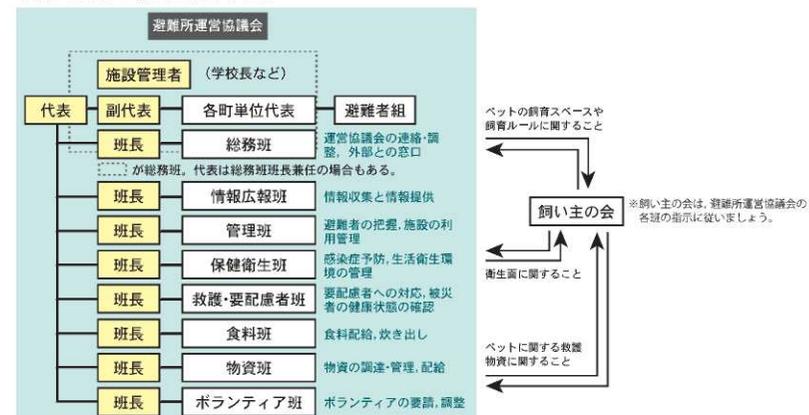
### 3 ペットの受入ルールについて

- 「飼い主の会」を結成し、飼い主同士が協力し合い、ペットの世話を行いましょう。
- 避難所にペットを持ち込む場合は、受付でペットの登録をし、ペットのケージやキャリーケースなどにペット札を貼り付けましょう。
- ペットは、決められた受入スペースで飼育しましょう。
- 飼育に当たっては、原則、飼い主が持参したケージやキャリーケースに入れましょう。
- 給餌は、決められた時間に行いましょう。また、残ったペットフードは必ず始末し、飼育場所を清潔に保ちましょう。
- ペット受入スペースを清潔に保つためにも、排せつやブラッシングは決められた場所で行いましょう。
- ふん尿の不始末やペットの毛の飛散は、臭いやアレルギーの原因となります。受入スペースだけでなく、周辺の清掃も適切に行いましょう。
- ペットの無駄吠えなどは他の避難者の迷惑となります。飼い主が責任を持って対処しましょう。
- 避難所で生活されている方に最大限配慮しましょう。
- トラブルが生じた場合は、飼い主が責任を持って対処しましょう。
- ペットにとっても、避難所での長期生活はストレスとなりますので、可能な限り親戚の方などに預けましょう。
- その他、避難所管理者の指示に従いましょう。
- 上記ルールに追加

### 飼い主の会の責務

避難所でのペットの飼育については、周りの方に十分配慮し、飼い主の方が責任を持って行わなければなりません。

飼い主同士で「飼い主の会」を結成し、協力して世話をを行うことにより、飼い主の負担軽減や適切な飼育の徹底を図ります。



#### ● ペットの把握・ペット情報の明示

- \* ペットの受付等を率先して行い、ペットの種類や頭数を把握します。
- \* ケージやキャリーケースなどにペット札を貼り付けペットの情報を明示します。  
⇒ ペット受付票、ペット札は、手引書「ペットの避難どうしよう？」の資料集参照

#### ● ペット受入スペースに係る衛生環境の管理

- \* 事前に想定していた受入スペースに、飼育場所を率先して設置します。  
⇒ 被害の状況により、事前に想定していた場所が使用できない場合は、避難所運営協議会の総務班と調整します。
- \* 原則、ケージやキャリーケースに入れて飼育します。飼い主の方は、災害時に備えて、ケージやキャリーケースを用意し、日頃から慣らしておきます。
- \* 給餌、トイレ、ブラッシングなどは、決められた場所で行います。
- \* 保健衛生班の指示の下、定期的にふん尿やペットの毛の清掃を行い、臭いやアレルギー対策を行います。
- \* トラブルが生じた場合、飼い主が責任を持って対処します。  
当事者同士で解決が困難な場合は、避難所運営協議会の指示に従います。

#### ● ペットに係る救援物資の管理

- \* ペットに関する物資が搬送されたら、物資班の指示の下、数量などの把握や物資の管理を行い、飼い主に分配します。